

2 資金管理団体の①設立 ②指定 ③解散 ④異動・指定取消等時に必要な添付書類及び注意事項等(1/2)

	必要書類	必要添付書類	必要な印鑑	届出期限	注意事項
① 設立時	ア政治団体設立届(第1号様式) イ資金管理団体指定届(第23号様式)	・規約・綱領等	欄外 ☆☆のとおり	設立した日から7日以内	・政治資金規正法上、県選管へ届出をしない限り、政治資金の寄附を受け又は支出をすることはできない。 ・指定には、i 当該政治団体の代表者が公職の候補者本人であること、ii 資金管理団体として指定する政治団体は一つであること、iii 指定する政治団体が政党支部でないこと、以上3つの要件が必要

	必要書類	必要添付書類	必要な印鑑	届出期限	注意事項
② 別途指定時	(既存の政治団体を新たに資金管理団体に指定する場合) 資金管理団体指定届(第23号様式) ※届出事項の異動届(第11号様式)は提出不要	なし	欄外 ☆☆のとおり	指定した日から7日以内	・指定には、i 当該政治団体の代表者が公職の候補者本人であること、ii 資金管理団体として指定する政治団体は一つであること、iii 指定する政治団体が政党支部でないこと、以上3つの要件が必要

	必要書類	必要添付書類	必要な印鑑	届出期限	注意事項
③ 解散時	ア政治団体解散届(第18号様式) イ資金管理団体でなくなった旨の届(第25号様式) ※第25号様式は、i 代表者の死亡、ii 代表者が公職の候補者でなくなった、iii 解散した、iv 法第19条第1項に規定する政治団体でなくなった場合が該当する。 ※i 代表者の死亡の場合、当該政治団体の新たな代表者の名前で届出を行う。	・解散した年までの収支報告書(必要に応じ支出に係る領収書写を添付)	欄外 ☆☆のとおり ※第18号様式は、代表者・会計責任者2名分の記載が必要	解散した日から30日以内 (国会議員関係政治団体は60日以内)	・未提出の収支報告書があれば、未提出年次分の提出も必要 ※「資金管理団体でなくなった旨の届出」(第25号様式)は、左記の場合に提出するものであり、「資金管理団体指定取消届」(様式第24号)と区別すること→「④異動・指定取消時イを参照」

☆☆署名または記名押印の義務づけを廃止し、届出者は、次の中から自らにとって最も簡便な方法を選択することが可能

- ・署名又は記名押印を行わない場合
 - (1)届出の名義人(政治団体の代表者、会計責任者等)本人が届出を行い、本人確認書類の提示又は提出を行う。
 - (2)代理人が名義人本人に代わって届出する場合、ア当該代理人の権限を証する書面及びイ本人確認書類の提示又は提出を行う。
- ・このほか、
 - (3)従来の、届出者本人が署名または記名押印する方法も継続する。
- ・①本人確認書類の提示又は提出とは。
 - 例えば、住民票写、戸籍謄本・抄本、個人番号カード、運転免許証などの提示や提出など。
- ・②当該代理人の権限を証する書面とは。
 - 委任状が想定され、様式は任意だが次の事項が記載されていることが必要
 - ア代理人の氏名
 - イ届出等の名義人が届出等に係る事務を当該代理人に委任する旨
 - ウ当該代理人に委任する事務の内容
 - エ届出等の名義人の記名押印又は署名
 - ※本県選管として、委任状のひな形を提供しております。

2 資金管理団体の①設立 ②指定 ③解散 ④異動・指定取消等時に必要な添付書類及び注意事項等(2/2)

	必要書類	異動があった事項	その他必要書類	必要な印鑑	届出期限	注意事項
④異動・指定取消時	ア資金管理団体届出事項の異動届(第26号様式)	資金管理団体の名称	・新しい規約・綱領等	欄外 ☆☆のとおり	異動があった日から7日以内	
		公職の種類	※届出事項の異動届(第11号様式)は提出不要			・候補者等から現職となった場合のほか、現職から候補者等となった場合も、届出が必要 ・届出事項等の異動届(様式11号)は不要。(国会議員関係政治団体該当の場合は、必要となる場合がある。)
		主たる事務所の所在地(住所)	新しい規約・綱領等の提出が必要な場合あり			規約・綱領等に主たる事務所の所在地が地番まで記載されている場合は、規約・綱領等の異動も届け出る必要あり
		代表者の氏名	なし			
	イ資金管理団体でなくなった旨の届(第25号様式)	※第25号様式は、i 代表者の死亡、ii 代表者が公職の候補者でなくなった、iii 解散した、iv 法第19条第1項に規定する政治団体でなくなった場合が該当する。			指定取消等の日から7日以内	資金管理団体の指定をした公職の候補者が死亡した場合、新たに選任された代表者により、代表者異動に係る「届出事項異動届」(第11号様式)と併せ、「資金管理団体でなくなった旨の届」(第25号様式)を提出する。
	ウ資金管理団体の指定取消届(第24号様式)	資金管理団体の指定取消				資金管理団体の指定のみ取り消す場合(政治団体は存続)は、届出事項等の異動届(第11号様式)は不要

※ 資金管理団体が、名称、公職の種類、主たる事務所の所在地及び代表者氏名に異動があった場合、「届出事項の異動届」(第11号様式)と併せ、「資金管理団体届出事項の異動届」(第26号様式)も提出が必要

☆☆署名または記名押印の義務づけを廃止し、届出者は、次の中から自らにとって最も簡便な方法を選択することが可能

- ・署名又は記名押印を行わない場合
 - (1)届出の名義人(政治団体の代表者、会計責任者等)本人が届出を行い、本人確認書類の提示又は提出を行う。
 - (2)代理人が名義人本人に代わって届出する場合、ア当該代理人の権限を証する書面及びイ本人確認書類の提示又は提出を行う。
- ・このほか、
 - (3)従来の、届出者本人が署名または記名押印する方法も継続する。
- ・①本人確認書類の提示又は提出とは。
 - 例えば、住民票写、戸籍謄本・抄本、個人番号カード、運転免許証などの提示や提出など。
- ・②当該代理人の権限を証する書面とは。
 - 委任状が想定され、様式は任意だが次の事項が記載されていることが必要

ア代理人の氏名
イ届出等の名義人が届出等に係る事務を当該代理人に委任する旨
ウ当該代理人に委任する事務の内容
エ届出等の名義人の記名押印又は署名
※本県選管として、委任状のひな形を提供しております。